

大阪広域環境施設組合監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和6年12月27日

大阪広域環境施設組合
監査委員 阪井千鶴子
同 福田武洋

監査の結果に基づき講じた措置の通知の公表

1 通知を行った者の氏名

大阪広域環境施設組合管理者 横山 英幸

2 通知を受けた日及び講じた措置の内容

(1) 通知を受けた日：令和6年7月1日

対象：令和5年度定期監査等

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日
2(1)	業務委託契約における監督・検査業務について改善を求めるもの 業務委託契約における監督・検査業務については、これまで定期監査の対象としてきた。組合は平成29年度定期監査の改善勧告を踏まえて、業務委託契約書等に従った契約の履行を確保するため、その監督・検査業務について必要な事項を記した「業務委託（経常型）監督検査手引き」（以下、「手引き」と	1・2 ・全ての所属に対して「手引き」や「業務委託契約書」の周知を図るとともに、「業務委託契約書」や「業務委託提出書類一覧表」に関連付けた研修を令和6年2月27日から3月14日の期間に実施した。 ・研修後速やかに、監督業務、検査業務を中心とした理解度チェックを実施し、担当職員の理解の深化を図った。	措置済	令和6年 3月26日

いう。)を策定し、庁内ポータルサイトに掲載して全職員が閲覧可能な状態にしている。また、契約事務に携わる職員全員を対象に「業務委託契約の監督・検査等にかかる研修」(以下、「研修」という。)を継続的に実施しており、手引きを活用して適正かつ円滑に契約事務を遂行すること等を周知している。

事業担当である各所属は、研修や手引きを活用して適正に監督・検査業務を遂行する必要がある。

しかし、今回の監査において、令和4年度発注分の業務委託契約から抽出して確認したところ、次のとおりであった。

- ・「業務委託提出書類指定様式」及び「業務委託通知様式」で定める書類について、適正に提出・通知されていない案件が見受けられた。

- ・業務委託契約書では指示、承諾、協議等(以下、「指示等」という。)は書面により行うとあり、研修や手引きでも「業務実施中に設計図書及び仕様書等又は業務計

- ・上記研修と併せて、経験年数の少ない職員用に、当組合における過去の研修資料も紹介(庁内ポータルサイト上に再掲載)し、各職員が各々で研修できる体制を構築した。

<p>画書の定めがない事案が発生した場合は、都度、協議（打合せ）を行い、業務打合せ書に記録を残す。」と周知されている。しかし、全所属において、書面（業務打合せ書）による指示等が不十分であった。</p> <ul style="list-style-type: none">・検査職員は上記の状態であるにもかかわらず検査合格としていた。・ヒアリングの結果、研修を受講した職員から「手引きの存在を知らない」、「業務委託契約書の内容を把握していない」旨の回答を得た。 <p>[指摘事項]</p> <ol style="list-style-type: none">1 経理課は、事業担当である各所属が監督・検査の責任を有することを認識させるために、手引きや業務委託契約書の周知を図り、これらに関する研修を実施すること。2 経理課は、研修実施と併せて監督・検査業務に関する理解度チェックを実施すること。		
--	--	--

2(2)	<p>「適正な業務委託契約事務遂行のための照合表」の運用等について改善を求めるもの</p> <p>組合では設計・積算から契約締結、業務監督、検査完了まで適正に契約事務を遂行するためのチェック機能を強化するために「適正な業務委託契約事務遂行のための照合表（以下、「照合表」という。）」を策定し、各所属における監督・検査業務に活用している。監督職員は、監督業務を遂行しつつ照合表を作成し、検査時において仕様書、業務委託提出書類、報告書等と共に検査職員へ提出しなければならない。</p> <p>一方、検査職員は照合表を確認しながら検査業務を行い、作成した検査調書に照合表の写しを添付して、経理課へ提出しなければならない。</p> <p>また、経理課は、提出された検査調書と照合表の写しを確認することで委託業務が適正に履行されているか確認している。</p> <p>さらに経理課は、各所属の検査に同席するモニタリングを定期的実施し、監督及び検査を</p>	<p>1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監督・検査業務に活用している「照合表」が、存在する意味や記載方法についての内容を含んだ研修を実施した。（指摘No. 2-(1))の研修内容に含む） <p>2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度予定していた各工場における検査業務への立会に加えて、令和5年12月に令和5年度発注の業務委託契約から幾つかの案件を抽出し、「照合表」、「業務委託提出書類一覧表」、「受注者への通知書類一式書面等」の提出を求め、経理課にて令和6年1月から2月にかけて、照合表と提出書類について確認を行うモニタリングを実施した。 ・モニタリングの結果、指摘すべき内容については、各課・各事業所に周知し、是正するよう通知した。 <p>次年度以降も引き続き、モニタリング数や頻度を増やすことで、適正な履行を確保するための体制強化を図る。</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p>	<p>令和6年 3月26日</p> <p>令和6年 3月1日</p>
------	--	---	-----------------------	--

担当する職員による複数チェックが有効に機能し、仕様書等の内容に従った契約の履行を確保する体制が機能しているか確認を行い、その結果を各所属へ通知している。

今回の監査において、令和4年度発注分の業務委託契約を抽出して確認したところ、全ての案件において照合表が作成されており、検査調書にも照合表の写しが添付されていた。しかし、以下の不備が見受けられた。

- ・照合表に明らかな誤記や適正に監督業務を遂行していれば必ず記入されるべき項目が空白である等の不備が見受けられた。

- ・総括監督員(課長)が押印すべき箇所に主任監督員(担当係長)が押印していた。

- ・監督職員、検査職員、経理課の3者で照合表を確認しているにも関わらず、照合表の不備が是正されていない。

[指摘事項]

1 経理課は、適正な検査業務や

	<p>照合表の必要性や適正な作成方法等に関する研修を実施し、周知を図ること。</p> <p>2 経理課は、モニタリング方法の見直しを検討する等、モニタリングの強化を図ること。</p>			
--	---	--	--	--